

記載例：日本人同士の協議離婚

離婚届

届出日若しくはポストに投函する日を記載してください。

令和 XX 年 XX 月 XX 日 届出
在メルボルン日本国総領事 殿

<記入の際の注意事項>

- 届出はすべて日本語（漢字・カタカナ・ひらがな）で書いてください。
- 黒インクのペンまたは黒のボールペン（消せるボールペンは不可）で丁寧に書いてください。
- South Australia は南オーストラリア州と記載してください。
- 印は任意です。印が無くても差し支えありません。
- 成年の証人が2名必要です。証人の国籍は問いません。
- 不明な点がある場合は、当館までお問い合わせください。

外国人が署名する場合は、本人がブロック体でフルネームを直筆し、代理の方がカタカナでフリガナをふってください。

和暦で記載してください。

(1) 氏名	夫 ガイム タロウ 氏名 外務 太郎	妻 ガイム ショウコ 氏名 外務 省子
生年月日	昭和 XX 年 XX 月 XX 日	昭和 XX 年 XX 月 XX 日
住所	オーストラリア連邦ビクトリア州 リッチモンド OO通り 10番	オーストラリア連邦ビクトリア州 ホーソン OO通り 5番2号
(2) 本籍	東京都千代田区平河町一丁目4 番地番	
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 判決	
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 東京都千代田区霞が関二丁目2 番地番 1 筆頭者の氏名 甲野 義太郎	
(5) 未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 外務 史郎 父(夫)が親権を行う子 母(妻)が親権を行う子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
(6) 同居の期間	(同居を始めたとき) 平成 XX 年 XX 月 から (別居したとき) 平成 XX 年 XX 月 まで	
(7) 別居する前の住所	オーストラリア連邦 ビクトリア州 リッチモンド OO通り 10 番地番 1 号	
(8) 別居する前の世帯の主な仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(9) 夫婦の職業	夫の職業	妻の職業
(10) その他	届出人署名 (※押印は任意) 夫 外務 太郎 印 妻 外務 省子 印 事件簿番号 日中連絡のつく電話番号 : 04XX-XXX-XXX Eメールアドレス : OOO@mail.com	

証人(日本法による協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	守谷 一郎 印	スミス, ピータージョン Peter John Smith 印
生年月日	昭和 XX 年 XX 月 XX 日	西暦 19 XX 年 XX 月 XX 日
住所	オーストラリア連邦ビクトリア州 ノースコート OO通り 3	オーストラリア連邦ビクトリア州 キュー OO通り 5
本籍	東京都大田区蒲田 一丁目1 番地番	オーストラリア連邦 番地番

間違えた場合は、修正液などは使用せず線で消して修正してください。

外国人は国籍を記載してください。

本籍地はダッシュ「-」などを使わず戸籍に記載されているとおりに正しく記載してください。

婚姻のとき氏が変わった人は次の中から選び記入してください。

- ①婚姻前の氏を名のり、婚姻前の戸籍にもどる
- ②婚姻前の氏を名のり、ご自身の新しい戸籍を作る
- ③婚姻中の氏を名のり、ご自身の新しい戸籍を作る

但し、③の場合で「離婚の際に称していた氏を称する届」を同時に提出する場合は、ここは記入しないでください。「離婚の際に称していた氏を称する届」を後日提出する場合は、ここに記入し、更に離婚日から3ヶ月以内に同届出を提出する必要があります。

(5)未成年の子がいる場合は、父母双方または、いずれかに親権を定め、子の氏名を記入してください。この届出で親権は決定しますが、子の戸籍は移動しません。移動させる場合は家庭裁判所の許可が必要です。

未成年の子がいる場合は、必ずチェックしてください。

未成年の子がいる場合は、次の口のあてはまるものにするしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について

取決めをしている。 まだ、決めていない。

子育ての分担: 子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

親子交流について

取決めをしている。 まだ、決めていない。

親子交流: 未成年の子と暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の口のあてはまるものにするしをつけてください。

養育費の分担について

取決めをしている。 まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。

養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省 離婚  法務省パンフレット  法務省の解説動画 

日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】<https://www.houterasu.or.jp>

楷書体で戸籍通りの氏名で署名してください。